茨城県報　第１７７６号

平成18年５月29日

月　曜　日

目　次

告　示

ページ

◉青少年に有害な興行の指定（女性青少年課）……1
◉使用料の徴収事務の委託（事業推進課）……2
◉大規模小売店舗の新設の届出（中小企業課）……3
◉大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（中小企業課）……4
◉用地先行取得事業に要する資金に係る利率の廃止（中小企業課）……6
◉保安林の指定の予定（３件）（林業課）……6
◉定款変更の認可（３件）（農村計画課）……8
◉土地改良事業の工事の完了（農村計画課）……8
◉歳入の徴収事務の委託（住宅課）……9
◉土地改良区役員の就退任（３件）（土地改良事務所）……9
◉土地改良区役員の退任（土地改良事務所）……12
◉土地改良区役員の就任（２件）（土地改良事務所）……12

（選挙管理委員会）

◉選挙管理委員会第６回定例会の招集……13

公　告

◉茨城県情報公開条例の施行状況の概要（総務課）……13
◉茨城県個人情報の保護に関する条例の施行状況の概要（総務課）……15
◉都市計画案の縦覧（都市計画課）……17
◉開発行為の工事完了（５件）（建築指導課）……17
◉道路の位置の指定（建築指導課）……19

（県　議　会）

◉茨城県議会情報公開条例の施行状況の概要……19

告　示

茨城県告示第649号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第８条第１項の規定に基づき，青少年に有害な興行として，平成18年５月22日付けで次のものを指定した。

平成18年５月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

指定番号	種類	題名	配給会社
２３６８	映画	和服近親レズ　義母と襦袢娘	新日本映像
２３６９	映画	新日本映像ニュース　〈和服近親レズ　義母と襦袢娘〉	新日本映像
２３７０	映画	人妻学芸員　図書室の痴態で…	新日本映像
２３７１	映画	新日本映像ニュース〈人妻学芸員　図書室の痴態で…〉	新日本映像
２３７２	映画	四十路の奥さん　痴漢に濡れて	オーピー映画
２３７３	映画	乱姦調教　牝犬たちの肉宴	オーピー映画
２３７４	映画	全身と小指	ﾆｭｰ･ﾒﾃﾞｨｱ･ｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝ
２３７５	映画	マルキ・ド・サドの調教哲学	ニューセレクト
２３７６	映画	桃色仁義　姉御の白い肌	オーピー映画
２３７７	映画	裸の三姉妹淫交	新東宝映画
２３７８	映画	愛より強く	ｴｲﾍﾞｯｸｽ･ｲﾝﾀﾃｲﾝﾒﾝﾄ
２３７９	映画	先生の奥さん〈したがり未亡人〉	新日本映像
２３８０	映画	新日本映像ニュース〈先生の奥さん　したがり未亡人〉	新日本映像
２３８１	映画	萌えメイド　未成熟なご奉仕	オーピー映画
２３８２	映画	熟妻交尾　下心ある老人	新日本映像
２３８３	映画	新日本映像ニュース〈熟妻交尾　下心ある老人〉	新日本映像
２３８４	映画	ジョルジュ・バタイユ　ママン	ｱｯﾄｴﾝﾀﾃｲﾒﾝﾄ
２３８５	映画	弁護士の秘書　奥出しでイカせて	オーピー映画
２３８６	映画	母娘㊙レシピ　抜かず喰い	オーピー映画
２３８７	映画	ティント・ブラスの白昼夢	ニューセレクト
２３８８	映画	淫絶！　人妻をやる	新東宝映画
２３８９	映画	昭和の女　団地に棲む人妻たち	新日本映像
２３９０	映画	新日本映像ニュース〈昭和の女　団地に棲む人妻たち〉	新日本映像
２３９１	映画	俺たちの絆	オーピー映画

茨城県告示第650号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158号第１項の規定に基づき，次のとおり使用料の徴収事務を委託したので，同条第２項の規定に基づき告示する。

平成18年５月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　受託者　　財団法人　茨城県企業公社

２　委託の内容　　つくばヘリポートの設置及び管理に関する条例（平成３年茨城県条例第５号）第15条に規定するつくばヘリポートの使用料の徴収事務

３　委託期間　　平成18年４月１日から平成19年３月31日まで

茨城県告示第651号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第５条第１項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について，同条第３項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は，本日から４月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお，この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から４月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成18年５月29日

茨城県知事　　橋　　本　　　　昌

１　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

⑴　名称及び代表者氏名

株式会社コジマ

代表取締役　小島　章利

⑵　住所

栃木県宇都宮市星が丘二丁目１番８号

２　届出事項の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマＮＥＷつくば店

つくば市（葛城地区　区画整理事業地内Ｄ10－１　外）

⑵　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏　名　又　は　名　称	住　　所	代表者氏名
株式会社コジマ	栃木県宇都宮市星が丘二丁目１番８号	小　島　章　利

⑶　大規模小売店舗の新設をする日

平成19年１月17日

⑷　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

３,187㎡

⑸　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア　駐車場の収容台数　　132台

イ　駐輪場の収容台数　　98台

ウ　荷さばき施設の面積　　78㎡

エ　廃棄物等の保管施設の容量　　23㎥

⑹　大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（開店時刻）　午前10時

（閉店時刻）　午後10時

イ　来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前９時30分～午後10時30分

ウ　駐車場の自動車の出入口の数

４箇所

エ　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前８時～午後９時

３　届出年月日

平成18年５月16日

茨城県告示第652号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の規定に基づき届出のあった大規模小売店舗に対し，同法第８条第４項の規定に基づき県が述べた意見の概要について，同条第６項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお，意見書は，本日から１月間茨城県商工労働部中小企業課及び各店舗の所在地を管轄する地方総合事務所商工労政課（日立市，高萩市及び北茨城市に所在する店舗にあっては、県北地方総合事務所日立商工労働センター）において縦覧に供する。

平成18年５月29日

茨城県知事　　橋　　本　　　　昌

第１　マルト滑川本町店

１　大規模小売店舗の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

マルト滑川本町店

日立市滑川本町５丁目307番１　外

⑵　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（法第６条第２項）

平成17年11月４日

イ　変更しようとする事項

㋐　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）　2,854㎡

（変更後）　6,076㎡

㋑　駐車場の位置

㋒　駐輪場の位置

㋓　荷さばき施設の位置

㋔　廃棄物等の保管施設の位置

㋕　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）　開店時刻　午前10時

閉店時刻　午後９時

（変更後）　開店時刻　午前９時

閉店時刻　午後11時（一部午後９時）

㋖　来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）　午前９時30分～午後９時

（変更後）　午前８時45分～午後11時15分

㋗　駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）　２箇所

（変更後）　３箇所

ウ　届出年月日

平成17年10月３日

２　意見の概要

意見なし

第２　カスミ阿見ショッピングプラザ店

１　大規模小売店舗の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ阿見ショッピングプラザ店

稲敷郡阿見町大字阿見字下田3987番地

⑵　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第６条第２項）

平成17年11月14日

イ　変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）　3,719㎡

（変更後）　5,025㎡

ウ　届出年月日

平成17年10月31日

２　意見の概要

意見なし

第３　八郷ショッピングプラザ

１　大規模小売店舗の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

八郷ショッピングプラザ

石岡市柿岡5682　外

⑵　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第６条第２項）

平成17年11月14日

イ　変更しようとする事項

㋐　大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

（変更前）　午後９時（一部午後８時）

（変更後）　翌午前０時（一部午後８時）

㋑　来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）　午前８時45分～午後９時15分

（変更後）　午前８時45分～翌午前０時15分

ウ　届出年月日

平成17年10月31日

２　意見の概要

意見なし

第４　カスミ学園店

１　大規模小売店舗の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ学園店

つくば市竹園２丁目12－１　外

⑵　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第６条第２項）

平成17年11月24日

イ　変更しようとする事項

㋐　大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

（変更前）翌午前０時

（変更後）翌午前２時

㋑　来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前８時45分～翌午前０時15分（一部午後９時）

（変更後）午前８時45分～翌午前２時15分（一部午後９時）

ウ　届出年月日

平成17年11月９日

２　意見の概要

意見なし

茨城県告示第653号

平成16年３月25日茨城県告示第433号で告示した，用地先行取得事業に要する資金に係る利率は，平成18年３月30日限り廃止する。

平成18年５月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

茨城県告示第654号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，次のように保安林を指定する予定である旨の通知があったので，同法第30条の規定により告示する。

平成18年５月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　指定を予定している森林の所在場所

石岡市上曽字山田2534番２

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐は択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は，次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を茨城県庁及び石岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第655号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，次のように保安林を指定する予定である旨の通知があったので，同法第30条の規定により告示する。

平成18年５月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　指定を予定している森林の所在場所

石岡市小野越字舟石381番

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐は択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は，次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を茨城県庁及び石岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第656号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，次のように保安林を指定する予定である旨の通知があったので，同法第30条の規定により告示する。

平成18年５月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　指定を予定している森林の所在場所

常陸太田市下高倉町字久根後2119番１，字麓2128番１，2129番１，2129番６，2130番１，2130番２，2130番６，2130番７，2130番９，2131番１，2131番２，2131番４，2131番12，2131番13，2131番21，2131番22，2131番23，2131番26，2148番１，2148番２，2152番５，2152番18，2153番３，2153番５，2153番６，字竜神川2687番１，2687番10

２　指定の目的

水源のかん養

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については，主伐に係る立木の伐採を禁止する。

常陸太田市下高倉町字麓2129番１，2129番６，2131番２，2131番４，2131番21，2131番22，2131番23，2152番５，2152番18，2153番５，2153番６，字竜神川2687番１，2687番10

イ　その他の森林については，主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は，次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を茨城県庁及び常陸太田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第657号

木原土地改良区から平成18年４月26日付けで申請のあった定款変更については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により平成18年５月22日認可した。

なお，この認可については，認可のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，茨城県を被告として認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年５月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

茨城県告示第658号

天の川上流土地改良区から平成18年４月24日付けで申請のあった定款変更については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により平成18年５月22日認可した。

なお，この認可については，認可のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，茨城県を被告として認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年５月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

茨城県告示第659号

新治村沢辺土地改良区から平成18年４月24日付けで申請のあった定款変更については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により平成18年５月22日認可した。

なお，この認可については，認可のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，茨城県を被告として認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年５月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

茨城県告示第660号

平成15年５月26日付け鉾土改指令第９号をもって同意のあった，行方市が行う武蔵野地区土地改良事業（農道整備）については，平成17年12月28日に工事が完了した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第１項の規定に基づき届出があったので，同条第２項の規定により公告する。

平成18年５月29日

茨城県鉾田土地改良事務所長　　川　　崎　　博

茨城県告示第661号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき，次のとおり歳入の徴収事務を委託したので，同条第２項の規定に基づき告示する。

平成18年５月29日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

１　委託先

茨城県つくば市竹園三丁目23番ノ２

財団法人茨城住宅管理協会

２　徴収事務を委託する手数料

茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第９号）第２条に規定する手数料

３　委託期間

平成18年４月１日から平成19年３月31日まで

茨城県告示第662号

東茨城郡城里町大字石塚2065番地の７に事務所を置く西田川土地改良区から，次のとおり役員が就退任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同条第17項の規定により公告する。

平成18年５月29日

茨城県水戸土地改良事務所長　　海 老 沢　　正　　巳

１　退　任

職　名	氏　　名	住　　所
理　　事	鯉　渕　英　夫	東茨城郡城里町大字上青山209番地の１
〃	関　野　辰　蔵	〃　　〃　大字那珂西2549番地
〃	小　圷　和　男	水戸市岩根町964番地
〃	園　部　力　夫	〃　藤井町963番地の２
〃	所　　孝　治	東茨城郡城里町大字下青山502番地
〃	河原井　庄　司	〃　　〃　大字小坂352番地
〃	大　津　一　雄	〃　　〃　大字春園883番地
〃	関　谷　克　巳	〃　　〃　大字勝見沢167番地
〃	大　畠　英　次	〃　　〃　大字石塚95番地
〃	高　橋　　誠	〃　　〃　大字那珂西1839番地
〃	井　坂　光　夫	〃　　〃　大字那珂西1911番地
〃	大　畑　久　守	水戸市岩根町735番地
監　　事	小田木　忠　行	〃　藤井町858番地
〃	宮　田　正　一	東茨城郡城里町大字小坂1202番地
〃	冨　田　　稔	〃　　〃　大字増井1428番地

２　就　任

職　名	氏　名	住　所
理　事	井坂光夫	東茨城郡城里町大字那珂西1911番地
〃	所　孝治	〃　〃　大字下青山502番地
〃	園部力夫	水戸市藤井町963番地の２
〃	大畠英次	東茨城郡城里町大字石塚95番地
〃	大津一雄	〃　〃　大字春園883番地
〃	海野道雄	水戸市岩根町105番地の１
〃	小沼武雄	東茨城郡城里町大字勝見沢268番地
〃	助川常男	〃　〃　大字小坂315番地の２
〃	介川隆平	〃　〃　大字上青山236番地
〃	飛田進一	〃　〃　大字那珂西1280番地の３
〃	西野正弘	〃　〃　大字那珂西2221番地の１
〃	大内一司	水戸市岩根町667番地
監　事	小田木忠行	〃　藤井町858番地
〃	江幡和史	東茨城郡城里町大字小坂1017番地
〃	飯村　彰	〃　〃　大字増井1802番地の３

茨城県告示第663号

東茨城郡城里町大字石塚2065番地の７に事務所を置く常北町磯野土地改良区から，次のとおり役員が就退任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同条第17項の規定により公告する。

平成18年５月29日

茨城県水戸土地改良事務所長　　海老沢　正　巳

１　退　任

職　名	氏　名	住　所
理　事	江幡隆雄	東茨城郡城里町大字磯野127番地
〃	冨永伸行	〃　〃　大字磯野45番地の２
〃	飯島正光	〃　〃　大字上入野3939番地
〃	浅野　武	〃　〃　大字上入野3208番地
〃	浅川信一	〃　〃　大字上入野3954番地
〃	石﨑　寛	〃　〃　大字上入野3773番地
〃	仲田敦尚	〃　〃　大字磯野21番地
〃	興野芳惠	〃　〃　大字磯野311番地
〃	高田英夫	〃　〃　大字磯野81番地
〃	國井日出夫	〃　〃　大字磯野198番地
〃	高田初美	〃　〃　大字磯野64番地
監　事	冨永信一	〃　〃　大字磯野46番地

職　名	氏　名	住　所
監　事	冨永裕夫	東茨城郡城里町大字磯野54番地の３
〃	浅川文夫	〃　〃　大字上入野3500番地

２　就　任

職　名	氏　名	住　所
理　事	高田　守	東茨城郡城里町大字磯野262番地
〃	冨永和男	〃　〃　大字磯野58番地
〃	稲冨　昭	〃　〃　大字上入野3901番地
〃	冨永郁夫	〃　〃　大字磯野38番地
〃	浅川幸平	〃　〃　大字上入野3459番地
〃	興野　弘	〃　〃　大字上入野3766番地の１
〃	冨永慶一	〃　〃　大字磯野66番地
〃	富永一郎	〃　〃　大字磯野34番地
〃	猿田正純	〃　〃　大字上入野3277番地
〃	富永忠男	〃　〃　大字磯野111番地
〃	仲田敦尚	〃　〃　大字磯野21番地
監　事	冨永　博	〃　〃　大字磯野52番地
〃	髙田哲太郎	〃　〃　大字磯野307番地
〃	小瀧　豊	〃　〃　大字上入野3972番地

茨城県告示第664号

茨城県久慈郡大子町大子617番地に事務所を置く矢田川山土地改良区から，次のとおり役員が就退任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同条第17項の規定により公告する。

平成18年５月29日

茨城県常陸太田土地改良事務所長　貞　廣　清

１　退　任

職　名	氏　名	住　所
理　事	松本　毅	久慈郡大子町大字川山835番地
〃	石井伸男	〃　〃　大字矢田654番地
〃	大森　郁	〃　〃　大字大子617番地
〃	嘉成行雄	〃　〃　大字矢田194番地
〃	渡邉義次	〃　〃　大字矢田1052番地
〃	益子義一	〃　〃　大字矢田323番地の13
〃	齋藤征夫	〃　〃　大字川山708番地
〃	石井利明	〃　〃　大字矢田515番地３
〃	鈴木　繁	〃　〃　大字川山565番地
〃	内田健夫	〃　〃　大字川山718番地の１

職　名	氏　　名	住　　所
監　事	渡　邉　和　男	久慈郡大子町大字矢田1073番地
〃	斎　藤　初　男	〃　〃　大字川山684番地
〃	大　高　通　也	〃　〃　大字矢田894番地

２　就　任

職　名	氏　　名	住　　所
理　事	大　森　　郁	久慈郡大子町大字大子617番地
〃	齋　藤　征　夫	〃　〃　大字川山708番地
〃	嘉　成　行　雄	〃　〃　大字矢田194番地
〃	石　井　利　明	〃　〃　大字矢田515番地３
〃	内　田　健　夫	〃　〃　大字川山718番地の１
〃	益　子　義　一	〃　〃　大字矢田323番地の13
〃	渡　邉　義　次	〃　〃　大字矢田1052番地
〃	斎　藤　初　男	〃　〃　大字川山684番地
〃	斎　藤　　功	〃　〃　大字川山705番地
〃	石　井　明　夫	〃　〃　大字矢田673番地
監　事	渡　邉　和　男	〃　〃　大字矢田1073番地
〃	大　高　通　也	〃　〃　大字矢田894番地
〃	鈴　木　　繁	〃　〃　大字川山565番地

茨城県告示第665号

下妻市北大宝219番地８に事務所を置く霞ヶ浦用水土地改良区から次のとおり役員が退任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同条第17項の規定により公告する。

平成18年５月29日

茨城県筑西土地改良事務所長　　川　　俣　　重　　穂

退　任

職　名	氏　　名	住　　所
理　事	川　上　好　孝	笠間市平町189番地

茨城県告示第666号

東茨城郡城里町大字石塚2065番地の７に事務所を置く増井土地改良区から，次のとおり役員が就任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同条第17項の規定により公告する。

平成18年５月29日

茨城県水戸土地改良事務所長　　海 老 沢　　正　　巳

就　任

職　名	氏　　名	住　　所
理　　事	大　森　隆　司	東茨城郡城里町大字増井1310番地

茨城県告示第667号

東茨城郡城里町大字石塚2065番地の７に事務所を置く常北町東部土地改良区から次のとおり役員が就任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同条第17項の規定により公告する。

平成18年５月29日

茨城県水戸土地改良事務所長　　海 老 沢　　正　　巳

就　任

職　名	氏　　名	住　　所
理　　事	浅　野　壽　一	東茨城郡城里町大字上泉263番地
〃	関　野　辰　藏	〃　　〃　大字那珂西2549番地

（選挙管理委員会）

茨城県選挙管理委員会告示第55号

平成18年第６回定例会を次のとおり招集する。

平成18年５月29日

茨城県選挙管理委員会委員長　　大　　津　　晴　　也

１　日　時

平成18年６月12日（月）午前10時30分

２　場　所

水戸市笠原町978番６

茨城県庁選挙管理委員室

３　議　題

⑴　平成18年第８回定例会の日程等について

⑵　政治団体の設立届出等の状況について

⑶　その他

公　　告

◉茨城県情報公開条例の施行状況の概要

茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第５号）第33条第２項の規定により，平成17年度における同条例の施行状況の概要を次のとおり公表する。

平成18年５月29日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

１　開示請求の状況

⑴　開示請求件数　　1,478件

⑵　開示請求処理件数　　4,156件

⑶　開示請求の実施機関別内訳

区分		開示請求件数	開示請求処理件数
知事	部外	3	165
	総務部	7	98
	企画部	5	113
	生活環境部	26	304
	保健福祉部	30	527
	商工労働部	5	53
	農林水産部	6	123
	土木部	1,055	1,168
	出納事務局	1	5
	小計	1,138	2,556
教育委員会		201	473
選挙管理委員会		38	236
人事委員会		2	34
監査委員		4	26
公安委員会		1	9
警察本部長		89	813
労働委員会		－	－
収用委員会		－	－
茨城海区漁業調整委員会		－	－
霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会		－	－
内水面漁場管理委員会		－	－
公営企業管理者		5	9
計		1,478	4,156

※　「開示請求件数」は，提出された開示請求書の件数

※　「開示請求処理件数」は，決定された文書の件数

２　開示請求の処理状況

⑴　開示決定の件数　　1,502件

⑵　部分開示決定の件数　　2,465件

⑶　不開示決定の件数　　185件

（不開示決定のうち，文書不存在の件数　81件）

⑷　取下げ　　４件

３　不服申立てに関する事項（かっこ内は前年度からの係属分で外数）

⑴　不服申立ての件数　　８件（21件）

⑵　不服申立ての処理状況

ア　却下決定の件数　　－件（－件）

イ　棄却決定の件数　　－件（12件）
ウ　全部認容決定の件数　　－件（２件）
エ　一部認容決定の件数　　－件（２件）
オ　取下げ　　－件（１件）
カ　審理中　　８件（４件）

◉茨城県個人情報の保護に関する条例の施行状況の概要

茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第１号）第56条の規定により，平成17年度における同条例の施行状況の概要を次のとおり公表する。

平成18年５月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　個人情報の保有事務の登録に関する事項
⑴　新規登録件数　　－件
⑵　変更登録件数　　－件
⑶　廃止件数　　－件

２　開示請求，訂正請求及び利用停止請求に関する事項
⑴　開示請求，訂正請求及び利用停止請求の件数
ア　開示請求の件数　　2,201件（うち2,152件は簡易開示）
イ　訂正請求の件数　　３件
ウ　利用停止請求の件数　　－件
エ　実施機関別請求件数の内訳　　（件）

区　分		開示請求	訂正請求	利用停止請求
知事部局	部外	－	－	－
	総務部	2	－	－
	企画部	－	－	－
	生活環境部	1	－	－
	保健福祉部	259（249）	2	－
	商工労働部	2（2）	－	－
	農林水産部	1	－	－
	土木部	－	－	－
	出納事務局	－	－	－
	小計	265（251）	2	－
教育委員会		1,775（1,741）	1	－
選挙管理委員会		－	－	－
人事委員会		161（160）	－	－
監査委員		－	－	－
労働委員会		－	－	－
収用委員会		－	－	－
茨城海区漁業調整委員会		－	－	－

区　分	開示請求	訂正請求	利用停止請求
霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会	－	－	－
内水面漁場管理委員会	－	－	－
公営企業管理者	－	－	－
計	2,201（2,152）	3	－

※　件数は，提出された請求書の件数

※　かっこ内は，簡易開示請求の件数で内数

⑵　開示請求の処理状況

ア　開示決定の件数　　2,227件（うち2,152件は簡易開示）

イ　部分開示決定の件数　　14件

ウ　不開示決定の件数　　12件

エ　開示請求の実施機関別，開示・不開示別内訳　　（件）

区　分		処理件数			
		開　示	部分開示	不開示（不存在）	計
知事部局	部外	－	－	－	－
	総務部	－	－	2	2
	企画部	－	－	－	－
	生活環境部	1	－	－	1
	保健福祉部	300（249）	6	1	307（249）
	商工労働部	2（2）	－	－	2（2）
	農林水産部	1	－	－	1
	土木部	－	－	－	－
	出納事務局	－	－	－	－
	小計	304（251）	6	3	313（251）
教育委員会		1,762（1,741）	7	9	1,778（1,741）
選挙管理委員会		－	－	－	－
人事委員会		161（160）	1	－	162（160）
監査委員		－	－	－	－
労働委員会		－	－	－	－
収用委員会		－	－	－	－
茨城海区漁業調整委員会		－	－	－	－
霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会		－	－	－	－
内水面漁場管理委員会		－	－	－	－
公営企業管理者		－	－	－	－
計		2,227（2,152）	14	12	2,253（2,152）

※　処理件数は，決定された文書の件数

※　かっこ内は，簡易開示の件数で内数

⑶　訂正請求の処理状況

ア　訂正決定の件数　３件

イ　部分訂正決定の件数　－件

ウ　不訂正決定の件数　３件

⑷　利用停止請求の処理状況

該当なし

３　不服申立てに関する事項（かっこ内は前年度からの係属分で外数）

⑴　不服申立ての件数　14件（10件）

⑵　不服申立ての処理状況

ア　却下決定の件数　－件（－件）

イ　棄却決定の件数　－件（３件）

ウ　全部認容決定の件数　－件（－件）

エ　一部認容決定の件数　－件（３件）

オ　審理中・その他　14件（４件）

◉都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項の規定において準用する同法第18条第１項の規定により，水戸・勝田都市計画公園を変更したいので，同法第21条第２項の規定において準用する同法第17条第１項の規定により，次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，縦覧期間満了の日までに，茨城県に意見書を提出することができる。

平成18年５月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　都市計画の種類

公園（５・６・001　千波公園）

２　都市計画を変更する土地の区域

〈追加する区域〉

水戸市天王町の一部

千波町の一部

〈削除する区域〉

水戸市千波町の一部

３　都市計画の案の縦覧場所

⑴　茨城県土木部都市局都市計画課

⑵　水戸市役所都市計画課

４　縦覧期間

平成18年５月29日から平成18年６月12日まで

◉開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法第36条第３項の規定により公告する。

平成18年５月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　工事を完了した開発区域または工区に含まれる地域の名称

潮来市川尾37番１，同番186，同番187，同番188，同番189，同番190，同番191，同番192，同番193，同番194，同番195，同番196，同番197，同番198，同番199，同番200，同番201，同番202，同番203，同番204，同番205，同番206，同番207，同番208，同番209，同番210，同番211，同番212，同番213，同番214，同番215，同番216，同番217，同番218，同番219，同番220，同番221，同番222，同番223，同番224，同番225，同番226，同番227，同番228，同番229，同番230，同番231，同番232，同番233，同番234，同番235，同番236，同番237，同番238

2　事業主の住所及び氏名

鹿嶋市鉢形台３－12－12

株式会社ファイン竹内宅建事務所

代表取締役　竹　内　忠　正

1　工事を完了した開発区域または工区に含まれる地域の名称

牛久市東猟穴町字新地山827番１

2　事業主の住所及び氏名

土浦市虫掛3626番地

有限会社あきば商事

代表取締役　生　嶋　　均

1　工事を完了した開発区域または工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字荒川本郷字池向1331番５，同番９

2　事業主の住所及び氏名

埼玉県さいたま市大宮区桜木町１丁目10番17

株式会社アイダ設計

代表取締役　會　田　貞　光

1　工事を完了した開発区域または工区に含まれる地域の名称

結城市大字結城字大谷瀬町2799番

2　事業主の住所及び氏名

結城市大字結城2121番地の２

齋　藤　　勝

1　工事を完了した開発区域または工区に含まれる地域の名称

桜川市大国玉字宮西129番２

2　事業主の住所及び氏名

桜川市大国玉122番地の１

鈴　木　愛　子

◉道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年５月29日

茨城県知事　橋　本　　昌

指定番号	指定年月日	申請者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏名	住所		幅員	延長
北総建指令 第 65 号	平成18年５月17日	株式会社 水戸サービス開発 代表取締役 本田　敏之	水戸市中央１丁目３番38号ビボウビル４F	笠間市東平２丁目1470番1919	メートル 6.00	メートル 66.99

（県　議　会）

◉茨城県議会情報公開条例の施行状況の概要

茨城県議会情報公開条例（平成12年茨城県条例第87号）第33条の規定により，平成17年度における同条例の施行状況の概要を次のとおり公表する。

平成18年５月25日

茨城県議会議長　山　口　武　平

１　開示請求の状況

⑴　開示請求件数　9件

⑵　開示請求処理件数　101件

２　開示請求の処理状況

⑴　開示決定の件数　39件

⑵　部分開示決定の件数　56件

⑶　不開示決定の件数　6件

（不開示決定のうち，文書不存在の件数　6件）

⑷　その他（取下げ等）　一件

３　不服申立てに関する事項（かっこ内は前年度からの継続分で外数）

⑴　異議申立ての件数　一件（一件）

⑵　異議申立ての処理状況

ア　却下決定の件数　一件（一件）

イ　棄却決定の件数　一件（一件）

ウ　全部認容決定の件数　一件（一件）

エ　一部認容決定の件数　一件（一件）

オ　取下げ　一件（一件）

カ　審理中　一件（一件）

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行 休日の場合は繰下発行）（定価送料とも１月 金　３，０６０円）

発　行　　茨　城　県

購読申込先　〒310－8555　茨城県水戸市笠原町978番６
茨城県総務部総務課
電話番号　029（301）１１１１（代）